

地域カルテ解説書

平成 28 年 3 月 27 日更新

平成〇〇年度

〇〇小地域カルテ

もくじ

◎地域の傾向 1

◎人口・世帯の状況

- 人口の推移 2
- 町別人口の推移 5
- 世帯数の推移 7

◎データでみる地域

- 就労人口と産業別就業人口構成 9
- 事業所数と産業別事業所構成 14
- 住宅種類別世帯数と持ち家率 21
- 高齢者世帯と高齢単身者世帯 25
- 医療機関数と医療機関一か所あたりの人口 28
- 火災発生件数と主な出火原因 30
- 自治会加入世帯数と加入率 32

◎地域の資源

- 医療 35
- 福祉サービス 36
- 地域福祉 37
- 高齢者福祉 38
- 障がい者福祉 39
- 子育て支援 40
- 教育・文化・スポーツ 41
- 防犯・防災 43
- 環境 45
- 公園 46
- 商業 48
- コミュニティ 49

地域の傾向

地域カルテに記載している様々なデータ（人口・世帯などの客観的な数値、地域にある施設、地域活動の状況）などから分かる、地域の特性、強み、弱み、課題などを記載します。

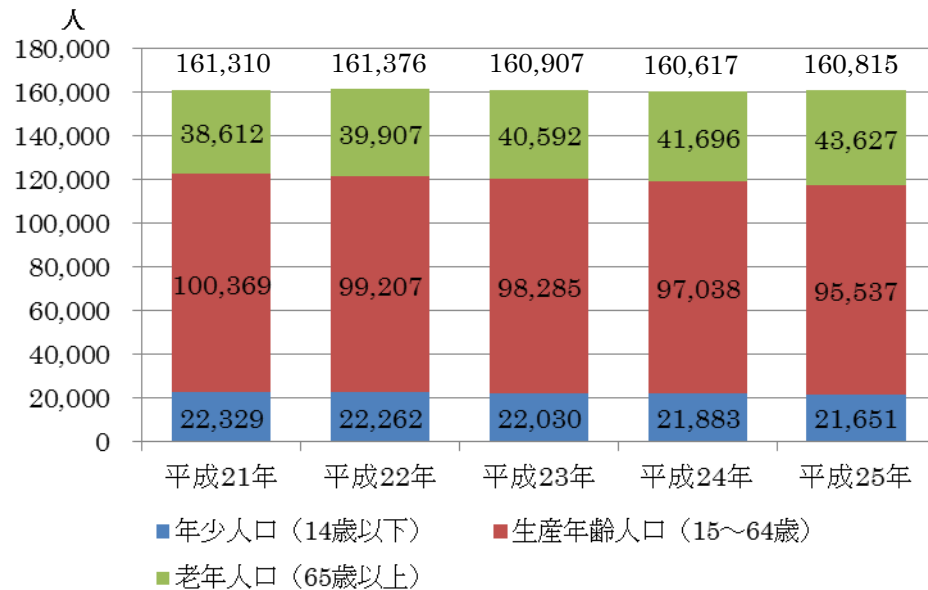
人口・世帯の状況 <人口の推移>

(住民基本台帳ベース)

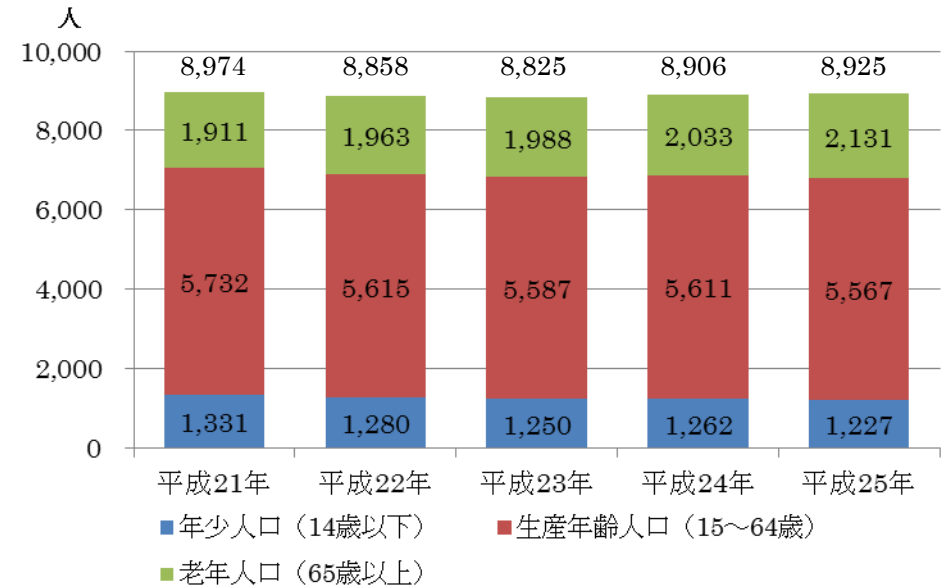
■人口の現況 (平成〇〇年)

	人口 総数	性別		年少人口 (14歳以下)	生産年齢人口 (15~64歳)	老年人口 (65歳以上)
		男性	女性			
〇〇小地域	8,925 人	4,456 人	4,469 人	1,227 人	5,567 人	2,131 人
	5.5 %	49.9 %	50.1 %	13.7 %	62.4 %	23.9 %
川西市	160,815 人	76,593 人	84,222 人	21,651 人	95,537 人	43,627 人
	100.0 %	47.6 %	52.4 %	13.5 %	59.4 %	27.1 %

■川西市の人口



■〇〇小地域の人口



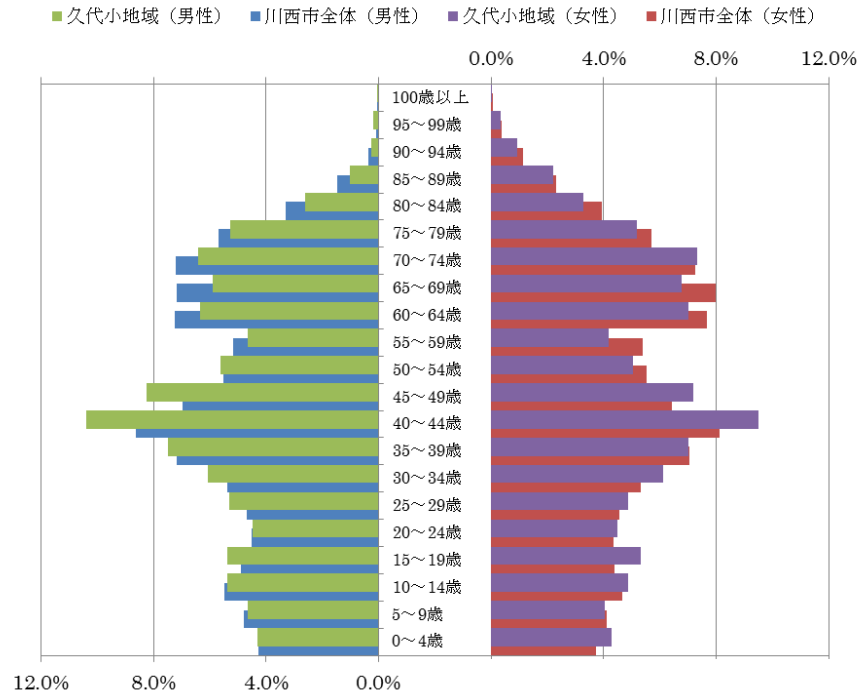
1 人口について

- ・川西市に住民登録をしている人口（住民基本台帳登録人口）を元に算出
- ・各年の3月末の人口
- ・コミュニティの範囲と概ね一致。 ※基本的には小学校区。緑台・陽明と清和台・清和台南は2小学校区。長尾町（牧の台小校区）は東谷を含む。町より細かな分類（○丁目○番）は、市民課が通常集計しているデータに含まれていないため行っていない。

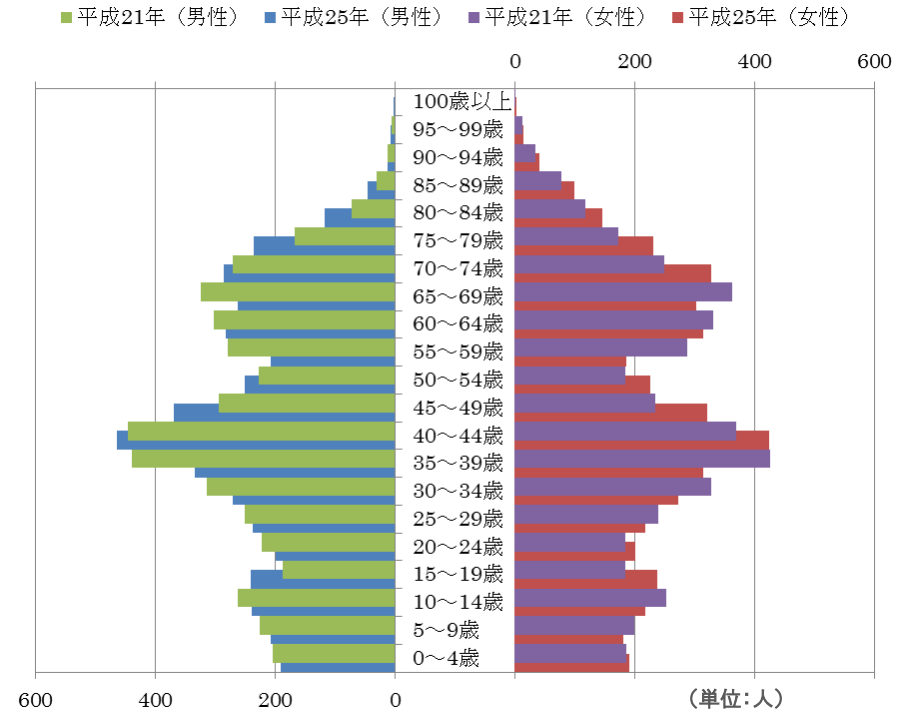
	地域名	範囲
1	久代	久代1丁目～6丁目、東久代1丁目～2丁目
2	加茂	南花屋敷1丁目～4丁目、加茂1丁目～6丁目
3	川西	小花1丁目～2丁目、小戸1丁目～3丁目、栄町、寺畑1丁目～2丁目、栄根1丁目～2丁目、下加茂1丁目～2丁目
4	桜が丘	中央町、日高町、花屋敷山手町、花屋敷1丁目～2丁目、満願寺町
5	川西北	美園町、絹延町、出在家町、丸の内町、滝山町、鶯の森町、萩原1丁目、火打1丁目～2丁目、松が丘町、霞ヶ丘1丁目～2丁目
6	明峰	萩原2丁目～3丁目、萩原台東1丁目～2丁目、萩原台西1丁目～3丁目、鶯が丘、錦松台、鶯台1丁目～2丁目、湯山台1丁目～2丁目、南野坂1丁目～2丁目
7	多田	新田1丁目～3丁目、矢間1丁目～3丁目、矢間東町、西多田1丁目～2丁目、西多田字、多田院1丁目～2丁目、多田院字、多田院多田所町、多田院西1丁目～2丁目
8	多田東	平野1丁目～3丁目、東多田1丁目～3丁目、多田桜木1丁目～2丁目、鼓が滝1丁目～3丁目 平野字、東多田字
9	緑台・陽明	緑台1丁目～7丁目、向陽台1丁目～3丁目、水明台1丁目～4丁目、清流台
10	清和台・清和台南	清和台東1丁目～5丁目、清和台西1丁目～5丁目、石道、柳谷、虫生、赤松
11	けやき坂	けやき坂1丁目～5丁目、芋生、若宮
12	東谷	見野1丁目～3丁目、東畦野1丁目～6丁目、東畦野山手1丁目～2丁目、西畦野1丁目～2丁目、西畦野字、長尾町、山原1丁目～2丁目、緑が丘1丁目～2丁目、笹部1丁目～3丁目、山下町、下財町、一庫1丁目～3丁目、一庫字、黒川、国崎、横路
13	牧の台	大和東1丁目～5丁目、大和西1丁目～5丁目
14	北陵	美山台1丁目～3丁目、丸山台1丁目～3丁目

※平成25年3月末時点で人口のある地域を表記しています。

■川西市と〇〇小地域の人口構成割合の比較(平成25年)



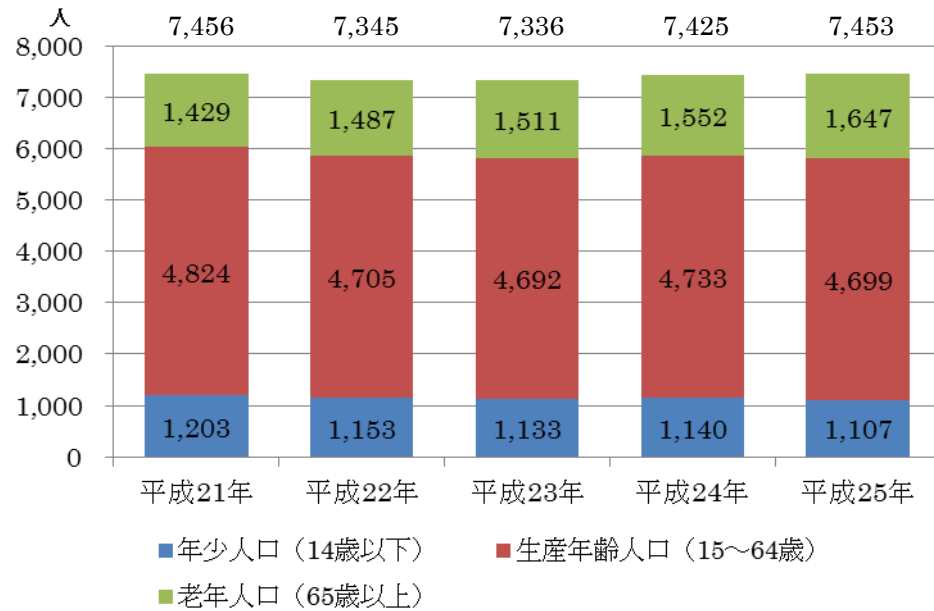
■〇〇小地域の人口構成の推移(平成21年／平成25年の比較)



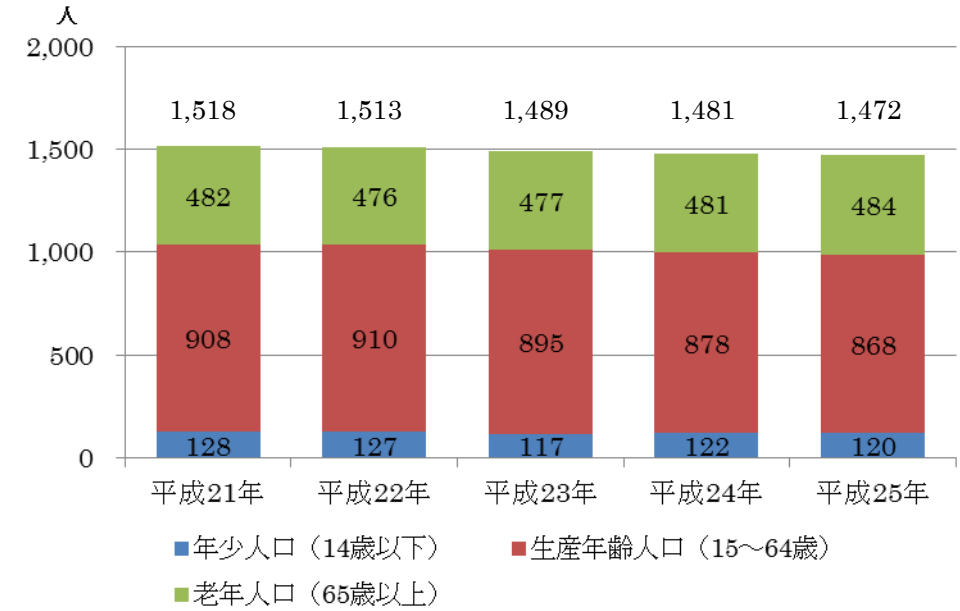
人口・世帯の状況 <町別人口の推移>

(住民基本台帳ベース)

■〇〇



■〇〇



1 町別の区分について

町別人口は、地域をより細かく区分することによって、より詳細に地域の特性を把握しようとするものですが、どのように区分するのかについて、決まったルールはありません。地域の状況に応じて、区分を検討します。

2 公表を差し控えている町について

次の事項に該当する場合は、個人が特定される恐れがあるため、公表を差し控えています。

- ・総務課が市ホームページで公表している「町別人口集計表」において公表を差し控えている町
- ・その他、グラフの値に1又は2が含まれる町

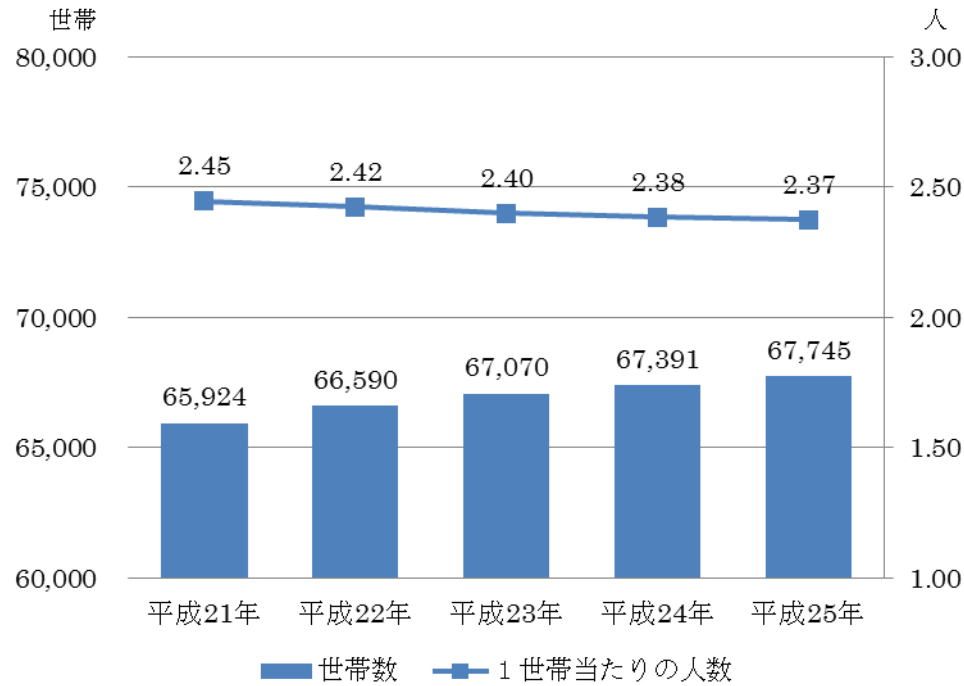
地域名	公表を差し控えている町
多田	矢問東町、多田院多田所町
多田東	東多田字
清和台・清和台南	虫生、赤松
東谷	一庫字、国崎、横路

※平成25年3月末時点で人口のある地域のうち、公表を差し控えている町を表記しています。

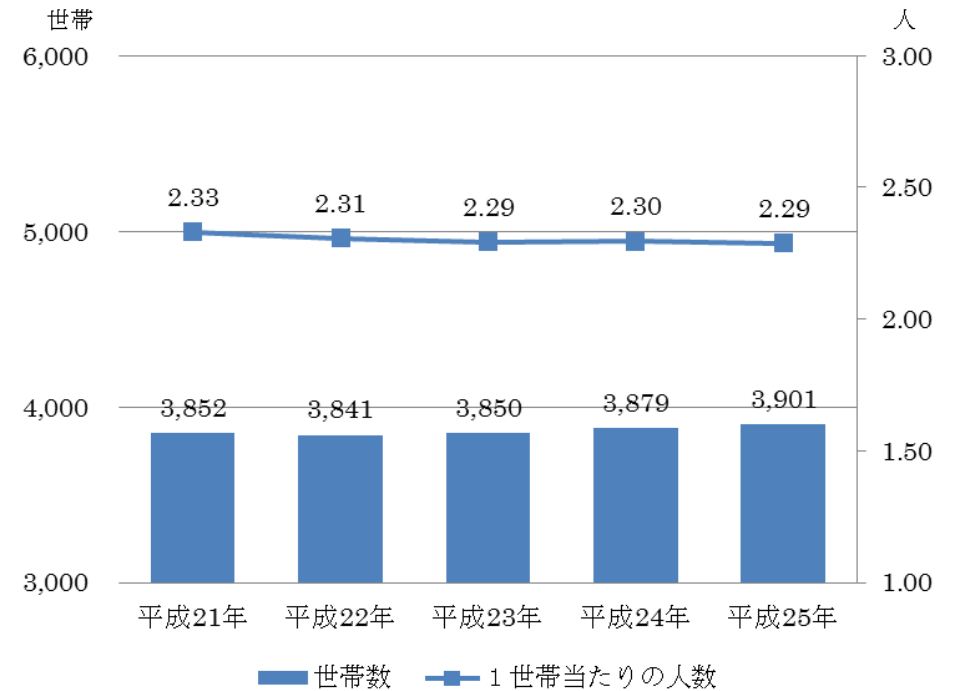
人口・世帯の状況 <世帯数の推移>

(住民基本台帳ベース)

■川西市の世帯数及び1世帯あたりの人数の推移



■〇〇小地域の世帯数及び1世帯あたりの人数の推移



1 世帯について

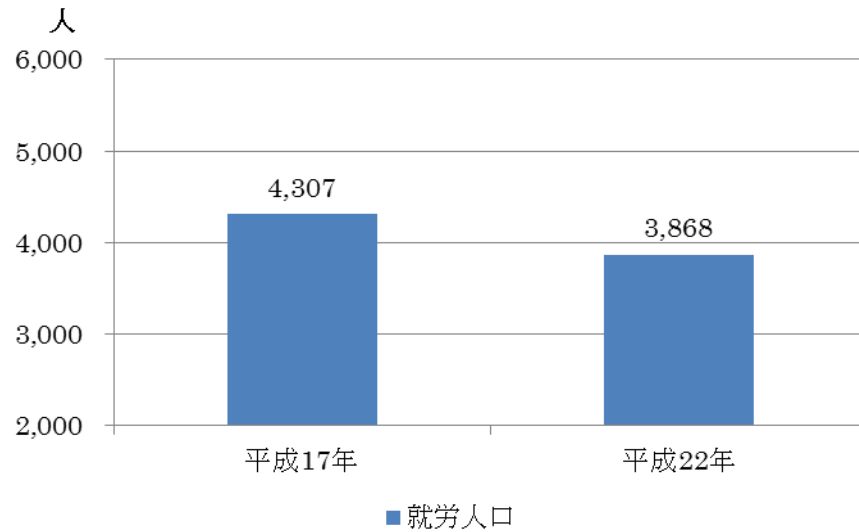
- ・川西市に住民登録をしている世帯（住民基本台帳）を基に算出
- ・各年の3月末の世帯数
- ・地域の区分は人口の区分と同じ
- ・世帯とは、居住と生計をともにする社会生活上の単位です。例えば、建物が一つであっても二世帯住宅のように、生計が別々で社会生活上の単位が違う場合は、世帯数は2件として住民登録している場合があります。

2 1世帯あたりの人数について

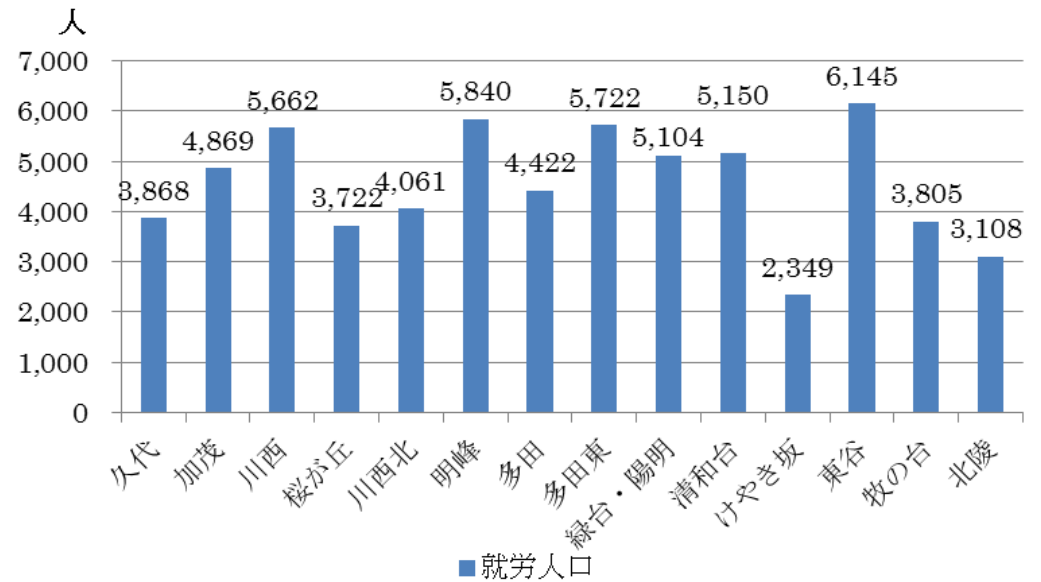
1世帯あたりに人数は、当該地域の人口／当該地域の世帯数 で計算しています。

データでみる地域 <就業人口と産業別就業人口構成>

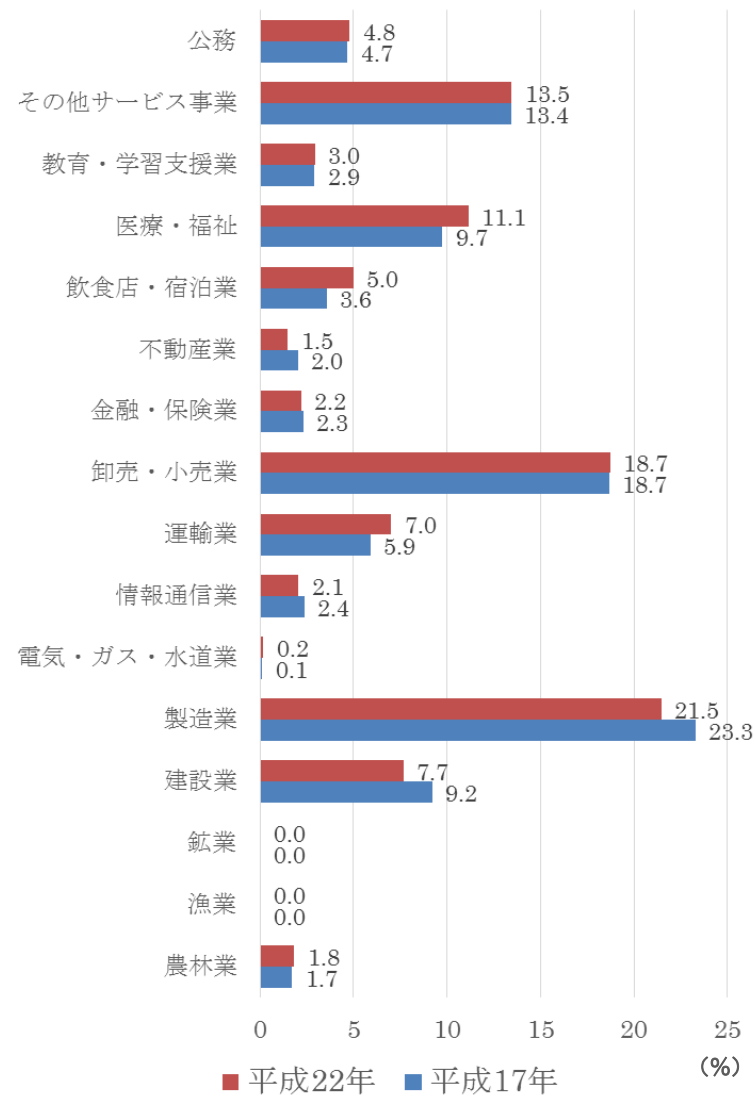
■〇〇小地域の就業人口の推移



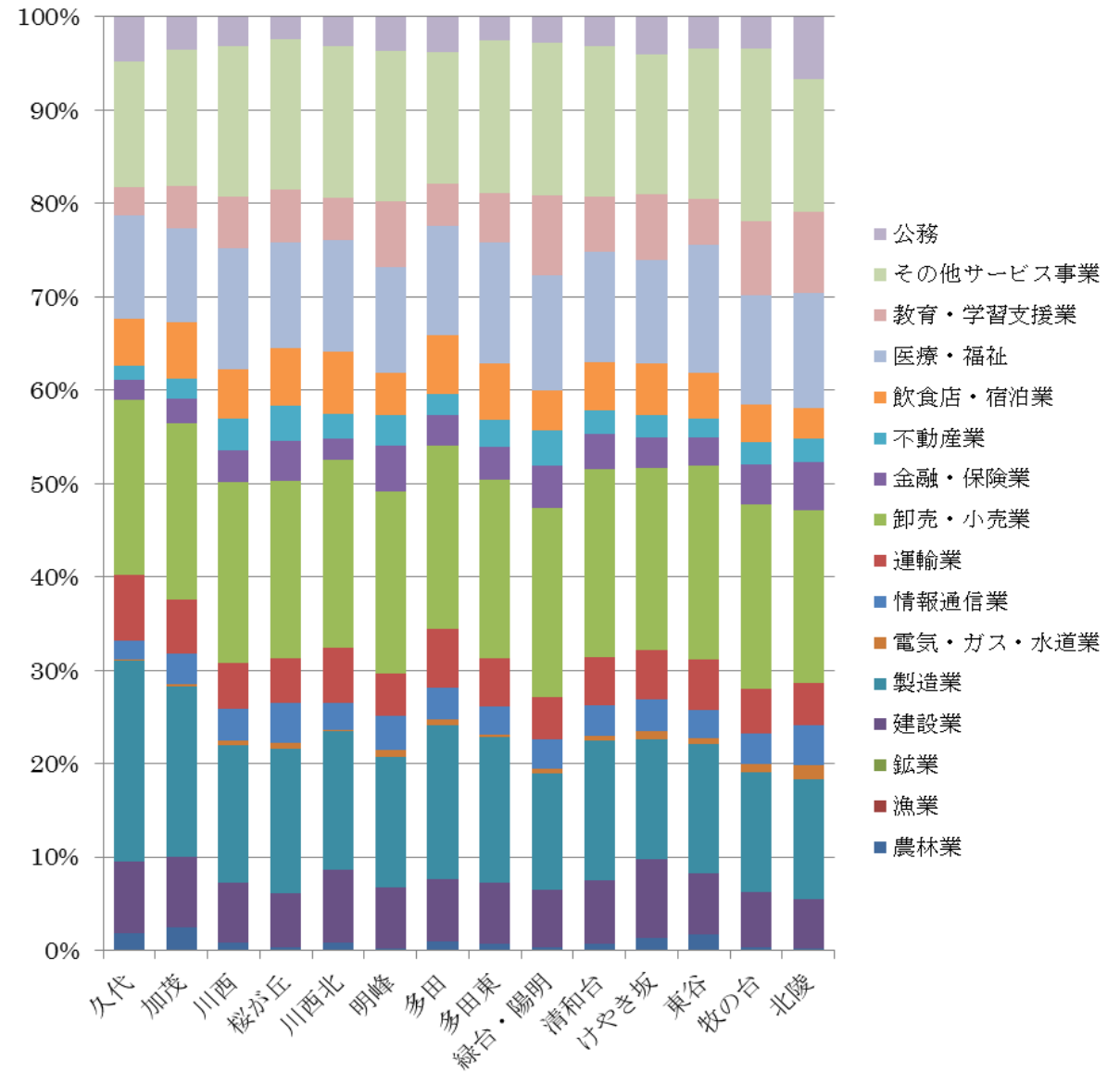
■地域別の就業人口(平成22年)



■〇〇小地域の産業別就業人口構成の推移



■地域別の産業別就業人口の構成（平成22年）



1 データの出典

平成 17 年、22 年国勢調査

2 地域の区分

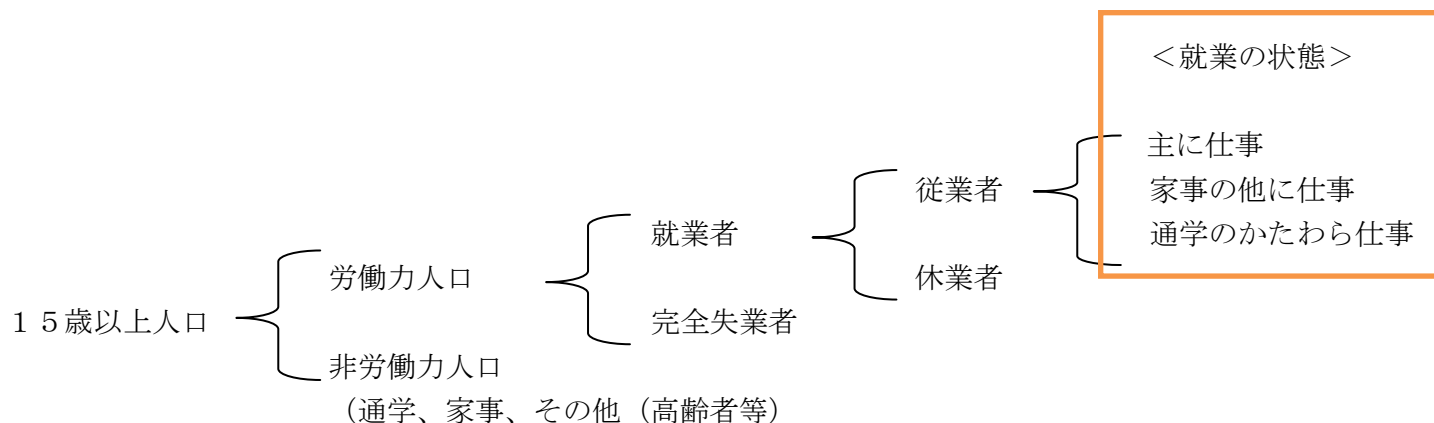
人口の区分と同じ

3 就業人口の考え方

<就業状態の分類方法>

労働力調査において「就業状態」とは、15歳以上人口について、「月末1週間（ただし、12月については、20日～26日）に仕事をしたかどうかの別」（国勢調査の場合は、9月の月末1週間）によって下表のとおりとなります。

このように調査期間を1週間というような短い期間に限定し、その期間に仕事をしたか否かによって就業状態を分類しようとする方法を「アクチュアル方式」または「労働力方式」といいます。



この分類の最小区分である「従業者」、「休業者」、「完全失業者」、「非労働力人口」は、この順に分類され、調査期間中に少しでも仕事をしていれば「従業者」となり、従業者ではないが「休業」の要件を満たす者は「休業者」、従業者でも休業者でもなく、「失業」の要件を満たす者は「完全失業者」、また、従業者、休業者、完全失業者のいずれにも属さない者は「非労働力人口」となります。つまり経済活動に強く結び付いているものから順に取り出していくことになります。

これらの考え方は、国際労働機関（ILO）の第13回国際労働統計家会議で決議された国際基準に準拠したものとなっています。

<就業者>

「就業者」は、従業者と休業者を合わせたものをいいます。労働力調査では、就業者が、いわゆる「働いている者」として分析の対象となります。この定義に基づく該当地域における就業者の数が、「就業人口」となります。

4 産業の分類の考え方

「産業」とは、就業者について、調査週間中にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類したものをいいます（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている主な事業所の事業の種類）。

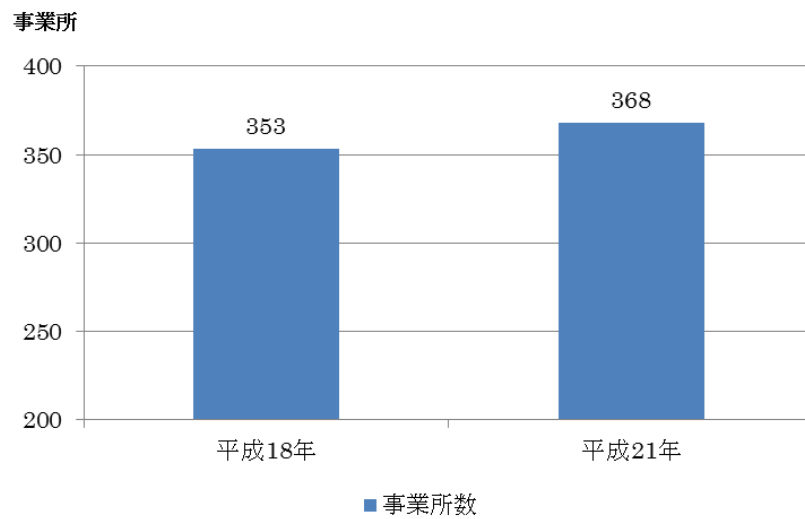
国勢調査に用いている産業分類は、日本標準産業分類を国勢調査に適合するように集約して編成したもので、分類の詳しさの程度により、大分類、中分類、小分類があります。

部門	大分類	中分類
第1次産業	A 農業、林業	01 農業、02 林業
	B 漁業	03 漁業（水産養殖業を除く）、04 水産養殖業
第2次産業	C 鉱業、採石業、砂利採取業	05 鉱業、採石業、砂利採取業
	D 建設業、	06 総合工事業、07 職別工事業（設備工事業を除く）、08 設備工事業
	E 製造業	09 食品製造業、10 飲料・たばこ・飼料製造業、11 繊維工業、12 木材・木製品製造業（家具を除く）、13 家具・装備品製造業、14 パルプ・紙・紙加工品製造業、15 印刷・同関連業、16 化学工業、17 石油製品・石炭製品製造業、18 プラスティック製品製造業（別携を除く）、19 ゴム製品製造業、20 なめし革・同製品・毛皮製造業、21 窯業・土石製品製造業、22 鉄鋼業、23 非鉄金属製造業、24 金属製品製造業、25 はん用機械器具製造業、26 生産用機械器具製造業、27 業務用機械器具製造業、28 電子製品・デバイス・電子回路製造業、29 電気機械器具製造業、30 情報通信機械器具製造業、31 輸送用機械器具製造業、32 その他の製造業
第3次産業	F 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業、34 ガス業、35 熱供給業、36 水道業
	G 情報通信業	37 通信業、38 放送業、39 情報サービス業、40 インターネット付随サービス業、41 映像・音声・文字情報制作業
	H 運輸業、郵便業	42 鉄道業、43 道路旅客運送業、44 道路貨物運送業、45 水運業、46 航空運輸業、47 倉庫業、48 運輸に付帯するサービス業、49 郵便業（信書便事業を含む）

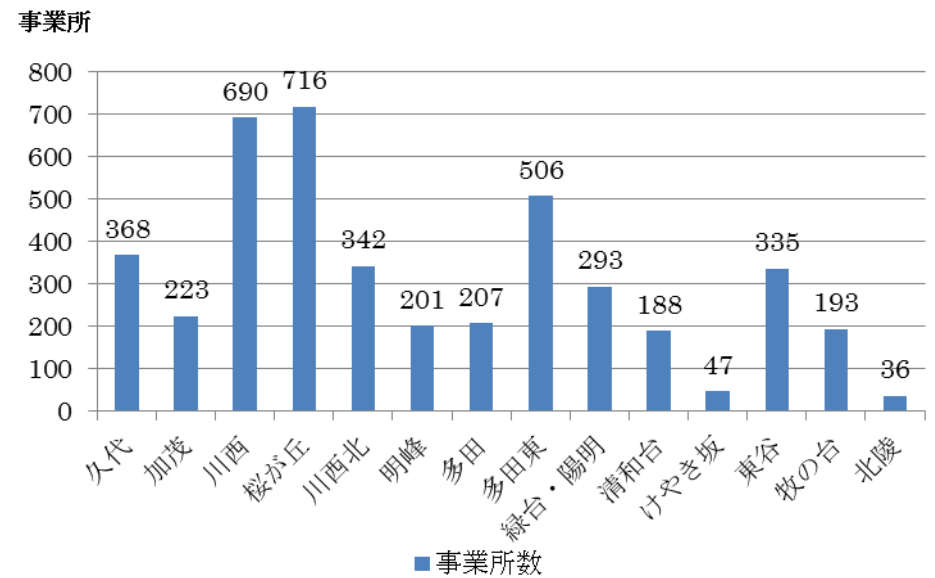
I 卸売業, 小売業	50 各種商品卸売業、51 繊維・衣服等卸売業、52 飲食料品卸売業、53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、54 機械器具卸売業、55 その他の卸売業、56 各種商品小売業、57 織物・衣服・身の回り品小売業、58 飲食料品小売業、59 機械器具小売業、60 その他の小売業、61 無店舗小売業
J 金融業, 保険業	62 銀行業、63 協同組織金融業、64 貸金業、クレジット業等非預金信用機関、65 金融商品取引業、商品先物取引業、66 補助的金融業等、67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
K 不動産業, 物品賃貸業	68 不動産取引業、69 不動産賃貸業・管理業、70 物品賃貸業
L 学術研究, 専門・技術サービス業	71 学術・開発研究機関、72 専門サービス業（他に分類されないもの）、73 広告業、74 技術サービス業（他に分類されないもの）
M 宿泊業, 飲食サービス業	75 宿泊業、76 飲食店、77 持ち帰り・配達飲食サービス業
N 生活関連サービス業, 娯楽業	78 選択・理容・美容・浴場業、79 その他の生活関連サービス業、80 娯楽業
O 教育, 学習支援業	81 学校教育、82 その他の教育、学習支援業
P 医療, 福祉	83 医療業、84 保健衛生、85 社会保険・社会福祉・介護事業
Q 複合サービス事業	86 郵便局、87 協同組合（他に分類されないもの）
R サービス業（他に分類されないもの）	88 廃棄物処理業、89 自動車整備業、90 機械等修理業（別掲を除く）、91 職業紹介・労働者派遣業、92 その他の事業サービス業、93 政治・経済・文化団体、94 宗教、95 その他のサービス業、96 外国公務
S 公務（他に分類されるものを除く）	97 国家公務、98 地方公務
T 分類不能の産業	99 分類不能の産業

データでみる地域 <事業所数と産業別事業所構成>

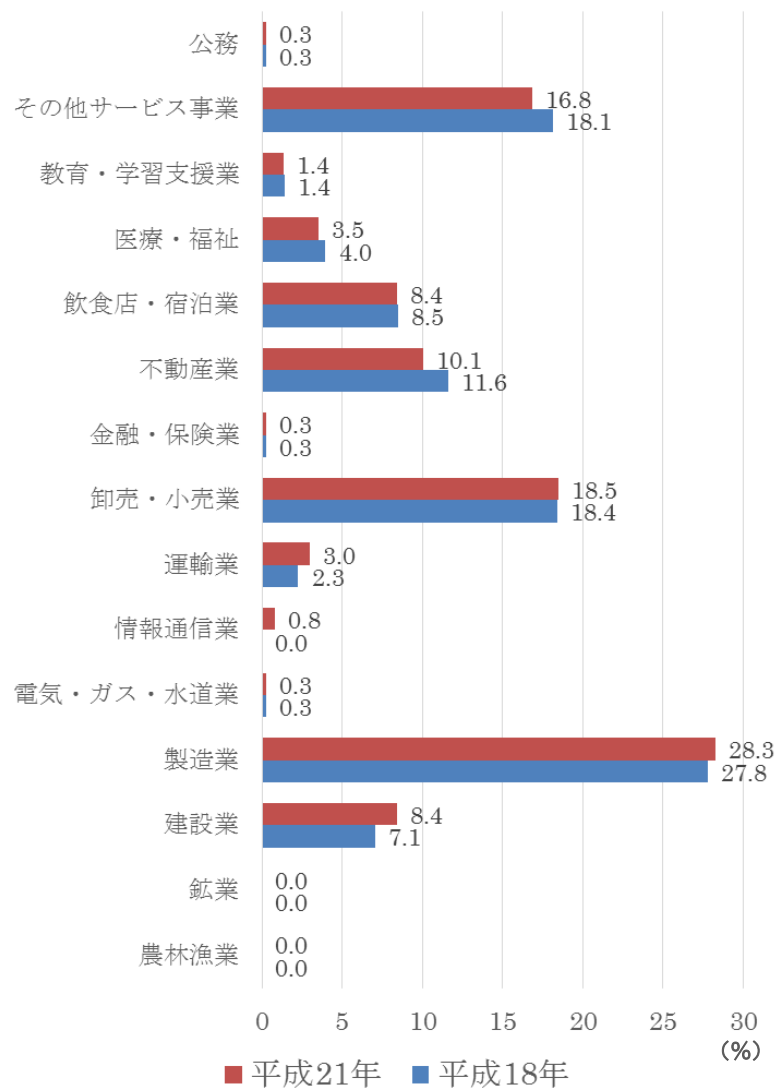
■〇〇小地域の事業所数の推移



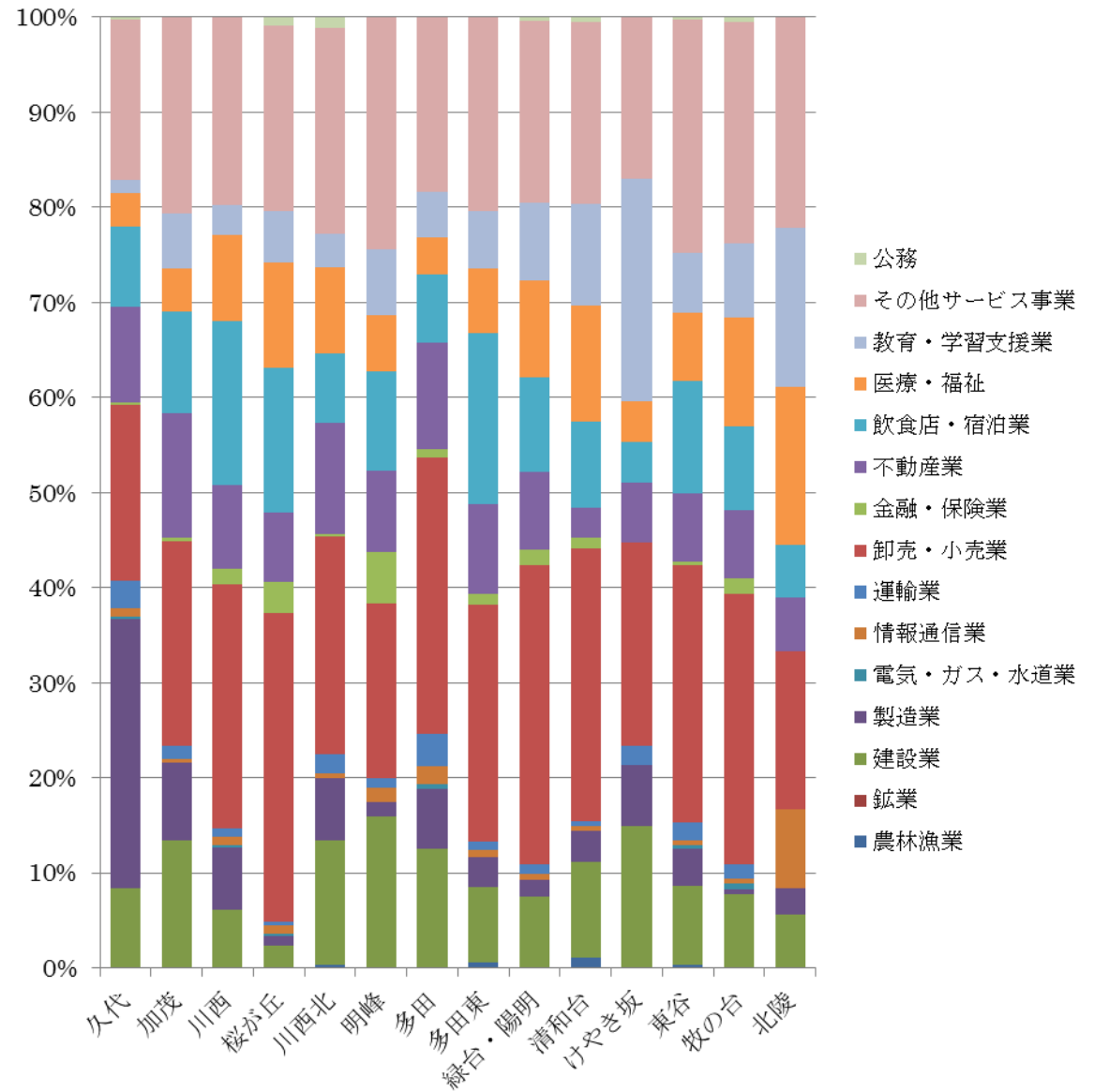
■〇〇別の事業所数（平成 21 年）



■〇〇小地域の産業別事業所構成の推移



■地域別の産業別事業所の構成（平成 21 年）



1 データの出典

平成 18 年事業所・企業統計調査、平成 21 年経済センサス - 基礎調査

2 地域の区分

人口の区分と同じ

3 事業所数の考え方

＜事業所の定義（日本標準産業分類一般原則による）＞

事業所とは、経済活動の場所的単位であって原則として次の要件を備えているものをいいます。

- (1) 経済活動が単一の経営主体のもとにおいて一定の場所すなわち一区画を占めて行われていること。
- (2) 財又はサービスの生産と供給が、人及び設備を有して、継続的に行われていること。

すなわち、事業所とは、一般に工場、製作所、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、娯楽場、学校、病院、役所、駅、鉱業所、農家などと呼ばれるものです。

この場合、一構内における経済活動が、単一の経営主体によるものであれば原則として一事業所とし、一構内にあっても経営主体が異なれば経営主体ごとに別の区画としてそれぞれを一事業所とします。

なお、一区画であるかどうか不明な場合は、売上台帳、貸金台帳など経営諸帳簿が同一である範囲を一区画とし一事業所とします。

また、近接した二つ以上の場所で経済活動が行われている場合は、それぞれ別の事業所とするのが原則ですが、それらの経営諸帳簿が同一で、分離できない場合には、一区画とみなして一事業所とすることがあります。

しかし、経済活動の行われる態様は、多種多様なものがあることから、便宜上、次のように取り扱う場合があります。

- (1) 経済活動の行われる場所が一定せず、他に特定の事業所を持たない行商や個人タクシーなどの場合は、本人の住居を事業所とする。
- (2) 住居を仕事場としている著述家、画家、家庭における内職者などの場合は、本人の住居を事業所とする。
- (3) いずれの事業所にも属さず、住居でテレワークなどに従事する場合は、本人の住居を事業所とする。
- (4) 日々従業員が異なり、貸金台帳も備えられていないような詰所、派出所などは、場所が離れていても原則として別の事業所とせず、それらを管理する事業所に含めて一事業所とする。
- (5) 農地、山林、海面などで行われる農・林・漁業の経済活動については、その場所を事業所とせず、それらの活動を管理している事務所、営業所又は事業主の住居を事業所とする。

なお、農・林・漁家の場合、一構内（屋敷内）に店舗、工場などを有し、そこで農・林・漁業以外の経済活動が行われている場合は、別にそれらの事業所があるものとする。

- (6) 建設工事が行われている現場は事業所とせず、その現場を管理する事務所（個人経営などで事務所を持たない場合は、事業主の住居）に含め

て一事業所とする。

(7) 鉄道業において、一構内にいくつかの組織上の機関（保線区、機関区など）がある場合は、その機関ごとに一事業所とする。ただし、駅、区などの機関で駅長、区長などの管理責任者が置かれていない場合は、その管理責任者のいる機関に含めて一事業所とする。

(8) 一構内に二つ以上の学校が併設されている場合は、学校の種類ごとに別の事業所とする（この場合の学校とは、学校教育法の規定による学校とする。）。

なお、教育以外の事業を営んでいる経営主体が、同じ場所に学校を経営している場合、その学校は、教育以外の事業所とは別の事業所とする。

(9) 国、地方公共団体については、一構内であっても法令、条例により別個の機関として置かれている組織体は、それぞれ一事業所とする。

また、国、地方公共団体が行う公営企業、収益事業については、それぞれの機関ごとに一事業所とする。

(10) そのほか、事業所の有無を確定することが困難な場合、統計調査によっては事業所の取扱いに若干の相違の生じることがある。

例えば、住居の一部で仕事が行われているときは、次のように取り扱う場合がある。

ア. そこにすべて事業所があるものとする。

イ. 事業からの収入が収入の主な部分を占めている世帯に限って事業所があるものとする。

ウ. 雇用者のある場合に限り事業所があるものとする。

エ. 看板類似の社会的標識のある場所に限り事業所があるものとする。

また、特定の元請業者のもとで多くの下請がなされている場合、下請の事業所をその元請業者のもとに一括する場合がある。

<事業所数>

上記の事業所の定義に基づく、該当地域における事業所の数が、「事業所数」となります。

平成18年事業所・企業統計調査は、平成18年10月1日現在の我が国の事業所のうち、農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業、外国公務に属する事業所を除く、すべての事業所が調査の対象となります。

ここでいう「事業所」とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の条件を備えているものをいいます。

- ・経済活動が単一の経営主体の下で一定の場所（一区画）を占めて行われていること
- ・物の生産や販売、サービスの提供が、従業者と設備を有して、継続的に行われていること

平成21年経済センサス - 基礎調査は、平成21年7月1日現在の我が国の全ての事業所及び企業を対象に経済活動の実態を明らかにする調査であり、「経済の国勢調査」といえるものです。

調査日現在、国内に所在する全ての事業所ですが、次の事業所は調査対象外です。

(1) 日本標準産業分類（平成21年総務省告示第175号）の「大分類A－農業、林業」及び「大分類B－漁業」に属する個人経営の事業所

(2) 日本標準産業分類の「大分類N－生活関連サービス業、娯楽業」のうち「中分類79－その他の生活関連サービス業（小分類792 家事サービス

業に限る。) 」及び「大分類R－サービス業（他に分類されないもの）」のうち「中分類96－外国公務」に属する事業所

(3) また、次の事業所は、調査技術上の観点から対象外です。

ア 家事労働の傍ら、特に設備を持たないで賃仕事をしている個人宅

(4) なお、次の事業所は、経済センサスでいう事業所に含めていません。

ア 収入を得て働く従業者がいないもの

イ 休業中で、かつ従業者がいないもの

ウ 季節的に営業する事業所で、調査期日に従業者がいないもの

4 産業の分類の考え方

職業上の活動が個人単位から集団（経営体）単位として行われる時代に移ってくると、この集団を単位とする職業的活動の分類が必要となってくることとなります。これが産業分類です。広く使われている産業大分類によれば、(1) 農業、(2) 林業、狩猟業、(3) 漁業、水産養殖業、(4) 鉱業、(5) 建設業、(6) 製造業、(7) 卸売業、小売業、(8) 金融・保険業、(9) 不動産業、(10) 運輸・通信業、(11) 電気・ガス・水道・熱供給業、(12) サービス業、(13) 公務、(14) 分類不能、となっており、それぞれにはさらに中分類、小分類があります。

部門	大分類	中分類
第1次産業	A 農業、林業	01 農業、02 林業
	B 漁業	03 漁業（水産養殖業を除く）、04 水産養殖業
第2次産業	C 鉱業、採石業、砂利採取業	05 鉱業、採石業、砂利採取業
	D 建設業、	06 総合工事業、07 職別工事業（設備工事業を除く）、08 設備工事業
	E 製造業	09 食品製造業、10 飲料・たばこ・飼料製造業、11 繊維工業、12 木材・木製品製造業（家具を除く）、13 家具・装備品製造業、14 パルプ・紙・紙加工品製造業、15 印刷・同関連業、16 化学工業、17 石油製品・石炭製品製造業、18 プラスティック製品製造業（別携を除く）、19 ゴム製品製造業、20 なめし革・同製品・毛皮製造業、21 窯業・土石製品製造業、22 鉄鋼業、23 非鉄金属製造業、24 金属製品製造業、25 はん用機械器具製造業、26 生産用機械器具製造業、27 業務用機械器具製造業、28 電子製品・デバイス・電子回路製造業、29 電気機械器具製造業、30 情報通信機械器具製造業、31 輸送用機械器具製造業、32 その他の製造業

第3次産業	F 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業、34 ガス業、35 熱供給業、36 水道業
	G 情報通信業	37 通信業、38 放送業、39 情報サービス業、40 インターネット付随サービス業、41 映像・音声・文字情報制作業
	H 運輸業、郵便業	42 鉄道業、43 道路旅客運送業、44 道路貨物運送業、45 水運業、46 航空運輸業、47 倉庫業、48 運輸に付帯するサービス業、49 郵便業（信書便事業を含む）
	I 卸売業、小売業	50 各種商品卸売業、51 繊維・衣服等卸売業、52 飲食品卸売業、53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、54 機械器具卸売業、55 その他の卸売業、56 各種商品小売業、57 織物・衣服・身の回り品小売業、58 飲食品小売業、59 機械器具小売業、60 その他の小売業、61 無店舗小売業
	J 金融業、保険業	62 銀行業、63 協同組織金融業、64 貸金業、クレジット業等非預金信用機関、65 金融商品取引業、商品先物取引業、66 補助的金融業等、67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
	K 不動産業、物品賃貸業	68 不動産取引業、69 不動産賃貸業・管理業、70 物品賃貸業
	L 学術研究、専門・技術サービス業	71 学術・開発研究機関、72 専門サービス業（他に分類されないもの）、73 広告業、74 技術サービス業（他に分類されないもの）
	M 宿泊業、飲食サービス業	75 宿泊業、76 飲食店、77 持ち帰り・配達飲食サービス業
	N 生活関連サービス業、娯楽業	78 選択・理容・美容・浴場業、79 その他の生活関連サービス業、80 娯楽業
	O 教育、学習支援業	81 学校教育、82 その他の教育、学習支援業
	P 医療、福祉	83 医療業、84 保健衛生、85 社会保険・社会福祉・介護事業
	Q 複合サービス事業	86 郵便局、87 協同組合（他に分類されないもの）
	R サービス業（他に分類されないもの）	88 廃棄物処理業、89 自動車整備業、90 機械等修理業（別掲を除く）、91 職業紹介・労働者派遣業、92 その他の事業サービス業、93 政治・経済・文化団体、94 宗教、95 その他のサービス業、96 外国公務
	S 公務（他に分類されるものを除く）	97 国家公務、98 地方公務
T 分類不能の産業	99 分類不能の産業	

<留意事項>

※公務の範囲

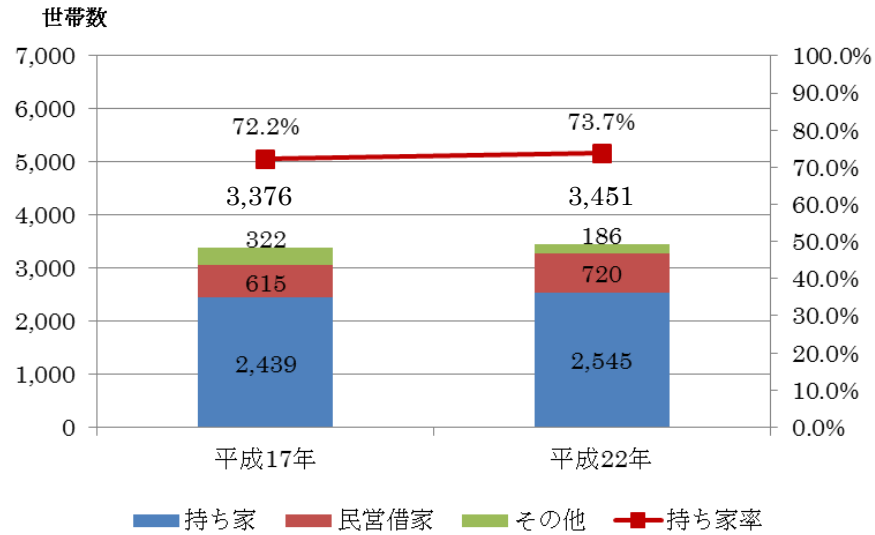
この産業分類は、経済活動の種類による分類であって、公営、民営を問わず、同一の経済活動は同一項目に分類される。したがって、産業分類の公務に分類されるものは、国又は地方公共団体の機関のうち、国会、裁判所、中央官庁及びその地方支分部局、都道府県庁、市区役所、町村役場など本来の立法事務、司法事務及び行政事務を行う官公署であって、その他のものは、一般の産業と同様にその行う業務によってそれぞれの産業に分類される。

※農・林・漁業に属する個人経営事業所の取り扱い

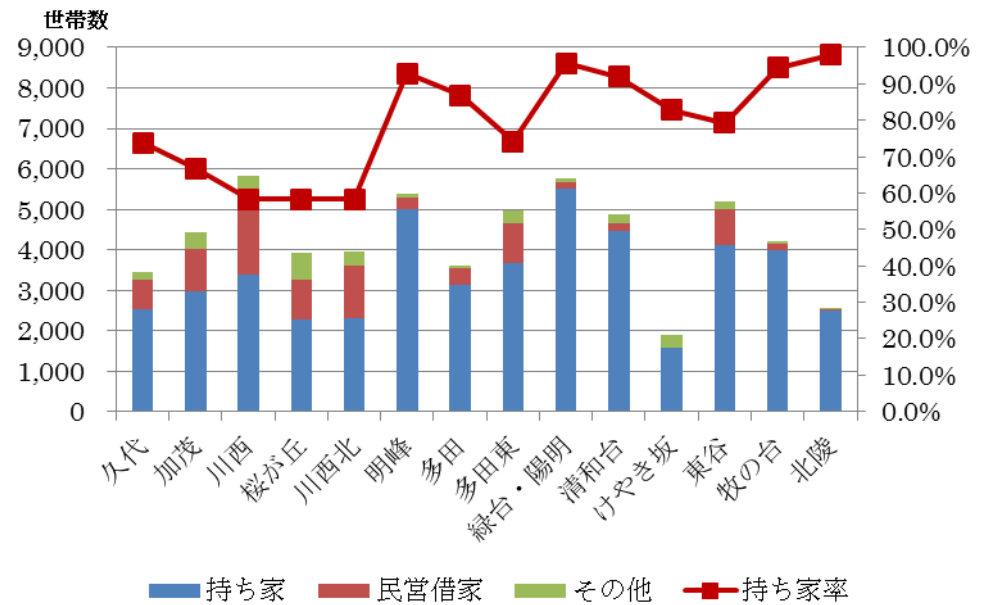
経済センサス - 基礎調査では、「A 農業、林業」、「B 漁業」に属する事業所で個人経営に係るものは、調査の対象としない。なお、農・林・漁業に属する個人経営の事業所のうち、構内（屋敷内）に工場、作業所、店舗などがあり農・林・漁業以外の経済活動を行い、なおかつ、専従の常用従業者（家族従業者を含む）を使用している場合は、別にそれらの事業所があるものとし、それらの工場、作業所、店舗を調査対象として、その事業内容により産業を決定する。

データでみる地域 <住宅種類別世帯数と持ち家率>

■〇〇小地域の住宅種類別世帯数と持ち家率の推移



■地域別の住宅種類別世帯数と持ち家率の推移（平成22年）



1 データの出典

平成 17 年、22 年国勢調査

2 地域の区分

人口の区分と同じ

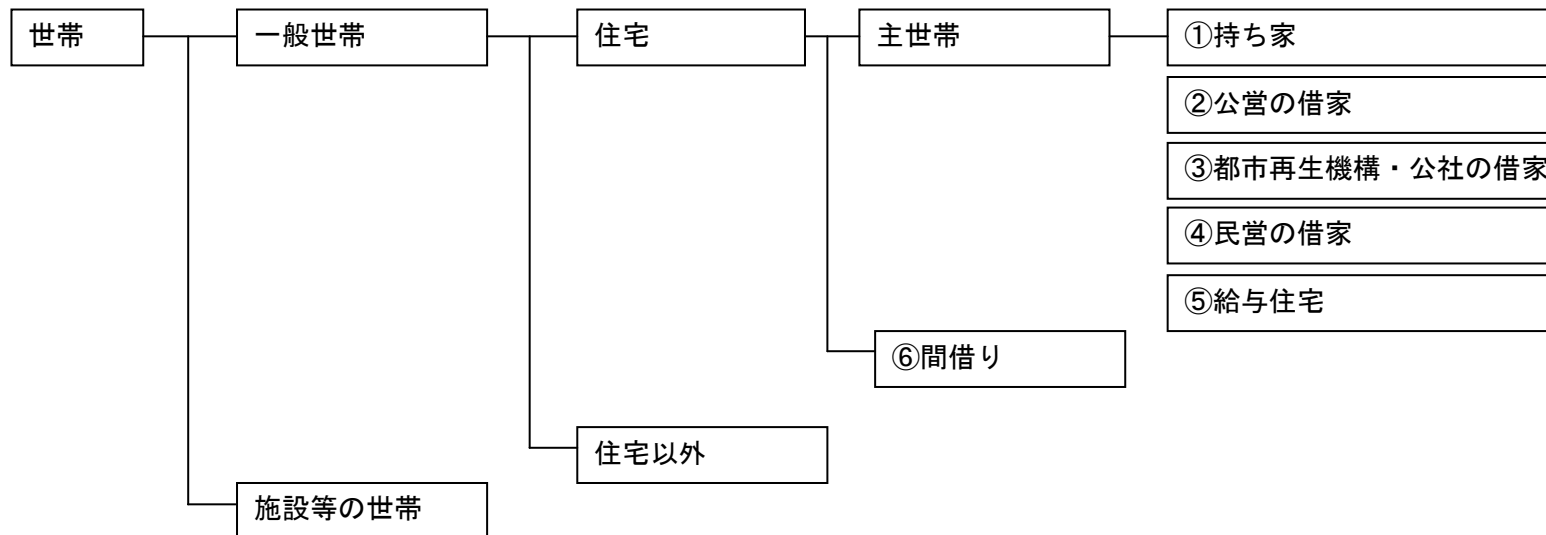
3 住宅種類別世帯数と持ち家率の考え方について

国勢調査では、住宅の種類を下図のように分類しています。

棒グラフの凡例に示す住宅の種類を下図にあてはめると次のとおりです。

- ・ 持ち家 = ① 持ち家
- ・ 民営借家 = ④ 民営の借家
- ・ その他 = ② 公営の借家 + ③ 都市再生機構・公社の借家 + ⑤ 給与住宅 + ⑥ 間借り となります。

折れ線グラフに示す持ち家率は、持ち家 / (持ち家 + 民営借家 + その他) により算出しています。



<世帯の種類>

国勢調査では、世帯を次のとおり一般世帯と施設等の世帯に区分しています。

区分	内容
一般世帯	ア 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者 ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めています。 イ 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者 ウ 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者
施設等の世帯	
寮・寄宿舍の学生・生徒	学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり（世帯の単位：棟ごと）
病院・療養所の入院者	病院・療養所などに、すでに3か月以上入院している入院患者の集まり（世帯の単位：棟ごと）
社会施設の入所者	老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり（世帯の単位：棟ごと）
自衛隊営舎内居住者	自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり（世帯の単位：中隊又は艦船ごと）
矯正施設の入所者	刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり（世帯の単位：建物ごと）
その他	定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など（世帯の単位：一人一人）

<住宅の種類>

一般世帯について、住居を次のとおり区分しています。

区分	内容
住宅	一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物（完全に区画された建物の一部を含む。） 一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区画ごとに1戸の住宅となります。
住宅以外	寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物 なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれます。

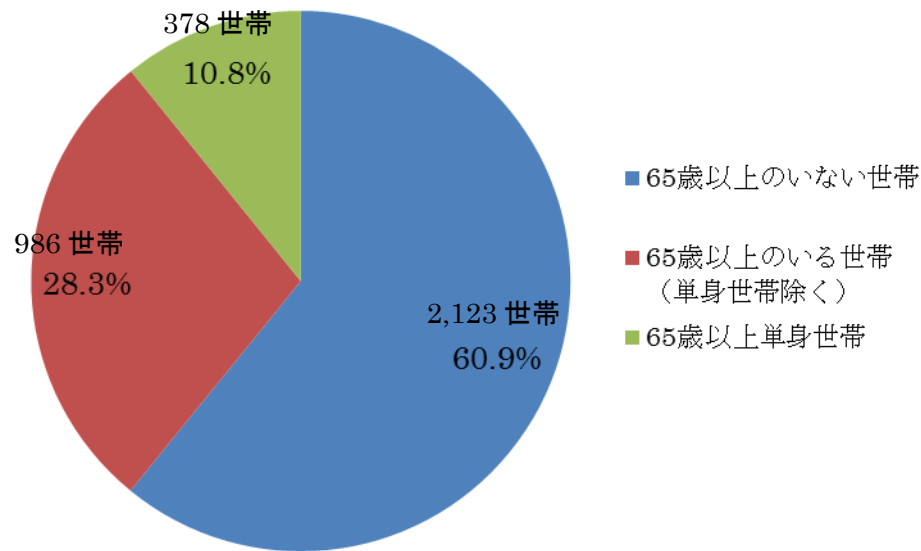
<住宅の所有の関係>

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分しています。

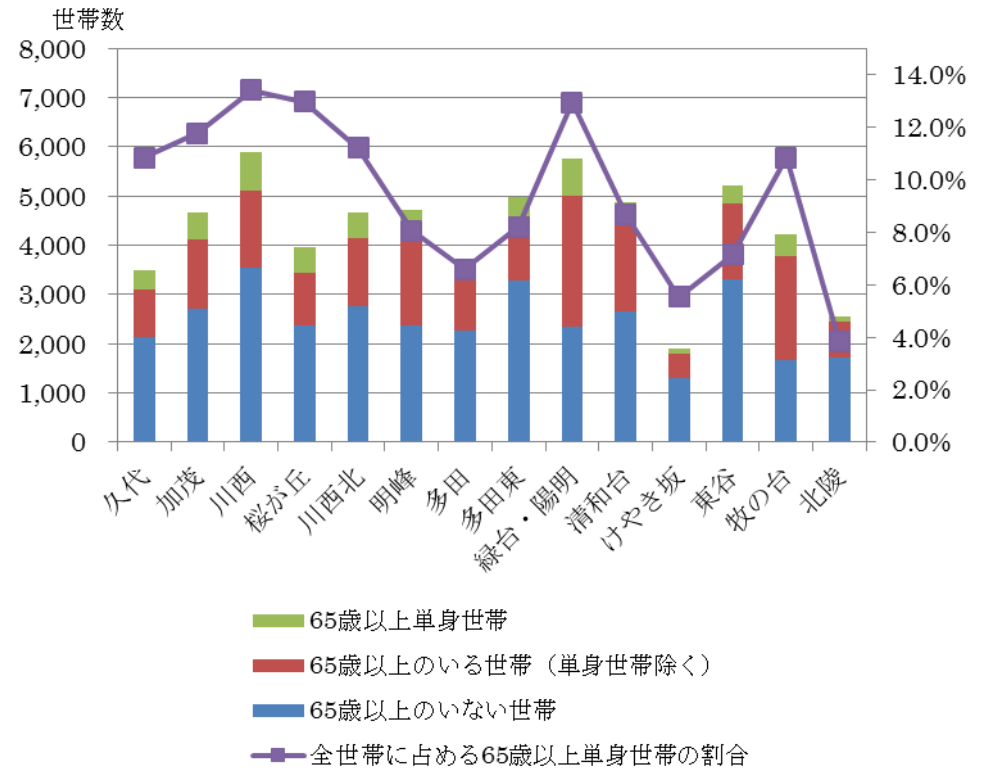
区分	内容
主世帯	「間借り」以外の次の5区分に居住する世帯
持ち家	居住する住宅がその世帯の所有である場合 なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払が完了していない場合も含まれます。
公営の借家	その世帯の借りている住宅が、都道府県営又は市（区）町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合
都市再生機構・公社の借家	その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合 ※ 雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含まれます。
民営の借家	その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合
給与住宅	勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合 ※ 家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれます。
間借り	他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合

データでみる地域 <高齢者のいる世帯と高齢単身世帯>

■〇〇小地域の高齢者のいる世帯と高齢単身世帯
(平成 22 年)



■地域別の高齢者のいる世帯と高齢単身世帯
(平成 22 年)



1 データの出典

平成 22 年国勢調査

2 地域の区分

人口の区分と同じ

3 高齢者のいる世帯、高齢単身世帯の考え方について

高齢者のいる世帯とは、65 歳以上世帯員がいる一般世帯をいいます。

高齢単身世帯とは、65 歳以上の一人のみの一般世帯をいいます。

65 歳以上のいない世帯とは、65 歳以上世帯員がいない一般世帯をいいます。

全世帯に占める 65 歳以上単身世帯の割合は、

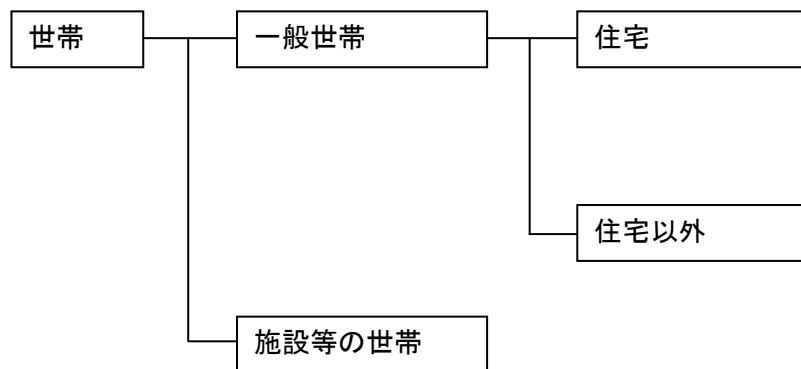
$65 \text{ 歳以上単身世帯数} / (65 \text{ 歳以上単身世帯} + 65 \text{ 歳以上のいる世帯 (単身世帯除く)} + 65 \text{ 歳以上のいない世帯})$ により算出しています。

4 総世帯数がデータによって違う理由

「住宅種別世帯数と持ち家率」では、一般世帯のうち住宅に住む世帯を対象としています。

一方、「高齢者のいる世帯と高齢単身世帯」では、一般世帯すべてを対象としています。

そのため、住宅種別世帯数と持ち家率における総世帯数 < 高齢者のいる世帯と高齢単身世帯における総世帯数 となります。



<世帯の種類>

国勢調査では、世帯を次のとおり一般世帯と施設等の世帯に区分しています。

区分	内容
一般世帯	ア 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者 ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めています。 イ 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者 ウ 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者
施設等の世帯	
寮・寄宿舍の学生・生徒	学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり（世帯の単位：棟ごと）
病院・療養所の入院者	病院・療養所などに、すでに3か月以上入院している入院患者の集まり（世帯の単位：棟ごと）
社会施設の入所者	老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり（世帯の単位：棟ごと）
自衛隊営舎内居住者	自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり（世帯の単位：中隊又は艦船ごと）
矯正施設の入所者	刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり（世帯の単位：建物ごと）
その他	定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など（世帯の単位：一人一人）

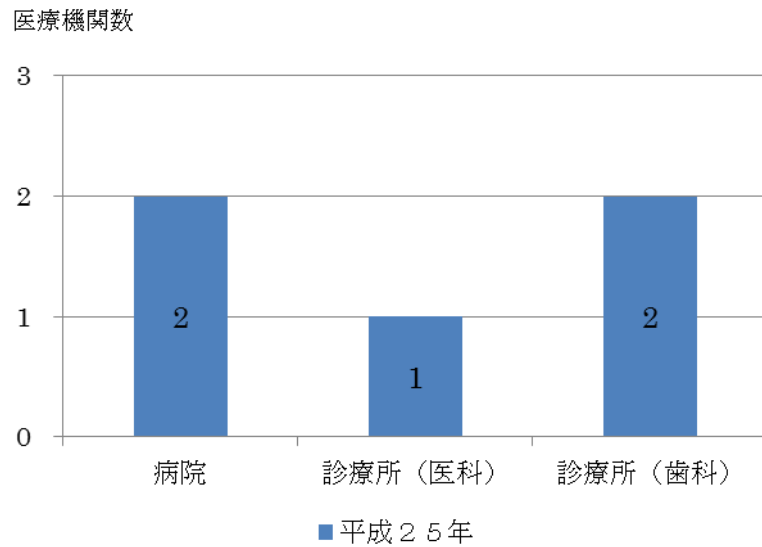
<住宅の種類>

一般世帯について、住居を次のとおり区分しています。

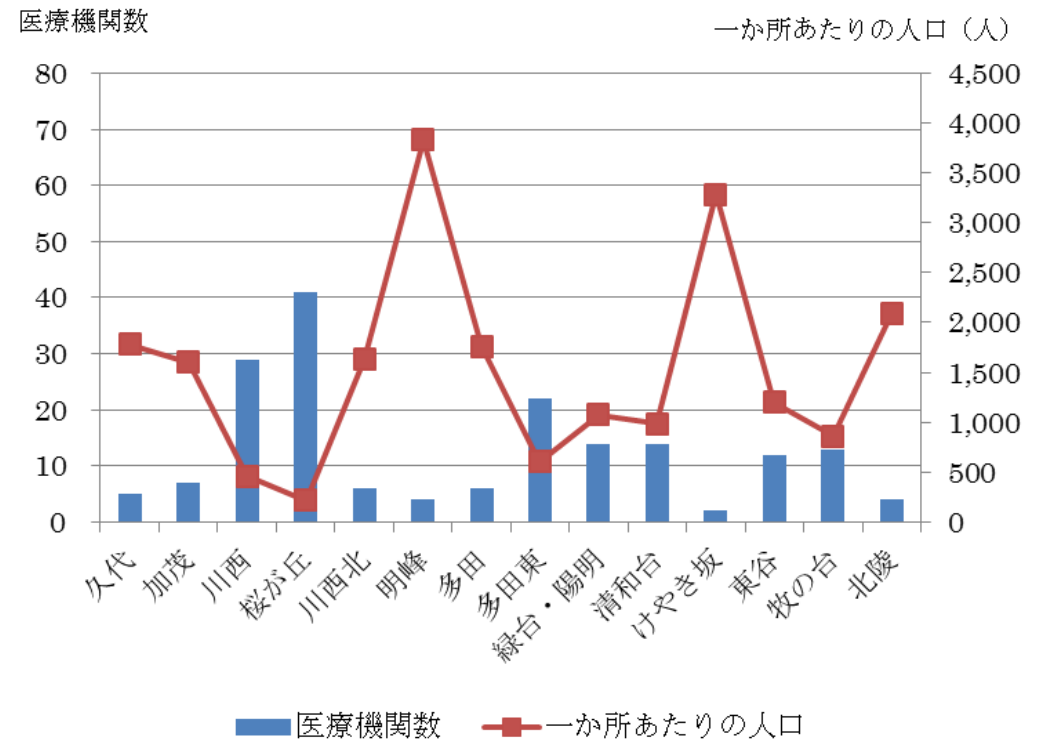
区分	内容
住宅	一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物（完全に区画された建物の一部を含む。） 一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区画ごとに1戸の住宅となります。
住宅以外	寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物 なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれます。

データでみる地域 <医療機関数と医療機関一か所あたりの人口>

■〇〇小地域の医療機関数とその内訳



■地域別の医療機関数と医療機関一か所あたりの人口



1 データの出典

兵庫県が提供する医療情報検索サイトの「兵庫県広域災害・救急医療機関情報システム」（医療機関情報システム）を引用し、川西市内にある病院・診療所（医科診療所・歯科診療所）を掲載した。更に医療情報検索サイト掲載以降の新規開業医は追加した。

2 地域の分類について

第5次川西市総合計画の地域別構想の地域（小学校区）に従い、分類した。

3 医療機関数について

川西市内の医療機関数は、全体で病院8施設、医科診療所100施設、医科診療所は71施設の計179施設。

医療法に基づく開業医届の内、特定の方しか利用できない診療所（例えば会社内の診療施設や老人ホーム内の診察室等は除外。）

4 医療機関の分類について

医療機関は医療法に基づき、次のとおり区分されています。

病院……「病院」とは医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所と定義され、病床数20床以上の入院施設（病棟）を持つものをいう。

診療所…「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため、医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの、又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

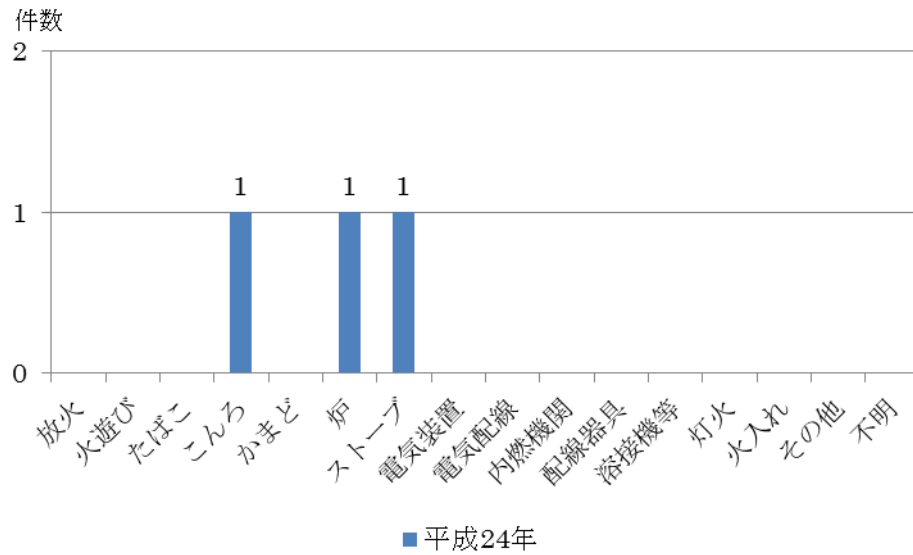
5 1か所あたりの人口の計算方法

次の計算式により算出

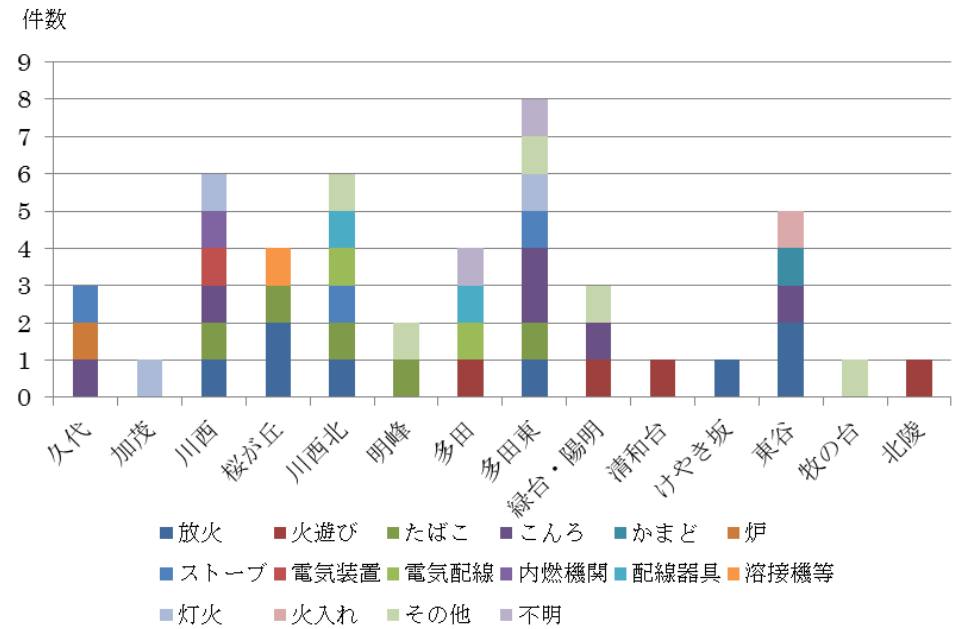
地域別のH26年3月末の住民基本台帳登録人口÷地域別の医療機関数

データでみる地域 <火災発生件数と主な出火原因>

■〇〇小地域の火災発生件数と出火原因（平成 24 年）



■地域別の火災発生件数と出火原因（平成 24 年）



1 データの出典

平成25年版 消防年報

2 地域の分類について

人口の分類と同じ

3 火災発生件数の考え方

火災の件数については、発生した火災の件数であり、類焼及び延焼は含めない。

(例)

建物の火災（こんろによる火災）が発生し、隣家及び飛び火による林野火災があった場合は、こんろによる建物火災1件となる。

なお、火災の種別にあっては、損害額の大きいものによって判断される。

(例)

空き地の枯草の火災が発生し、隣家に延焼した場合は、建物火災となる。

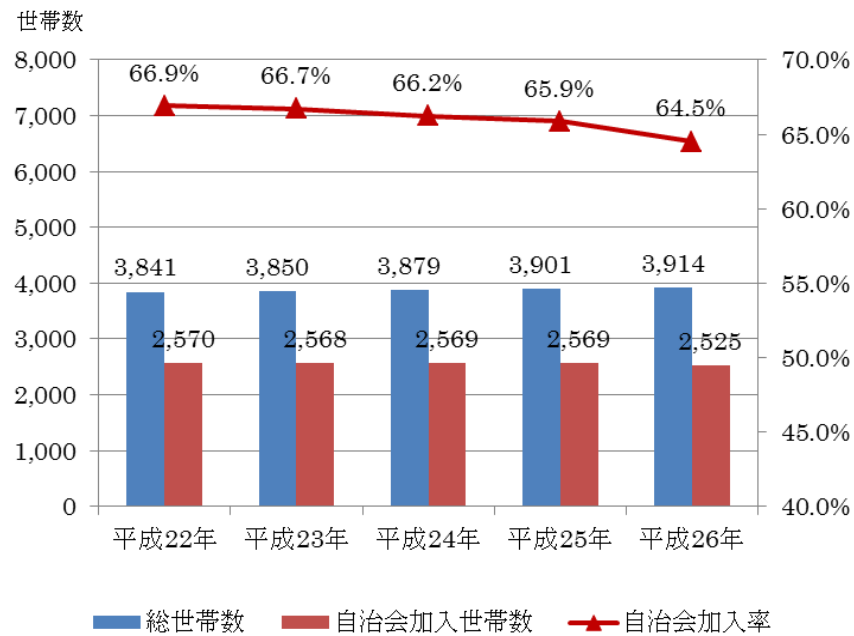
4 出火原因の分類について

表に表わしている出火原因は、全国的に統一されたもの。

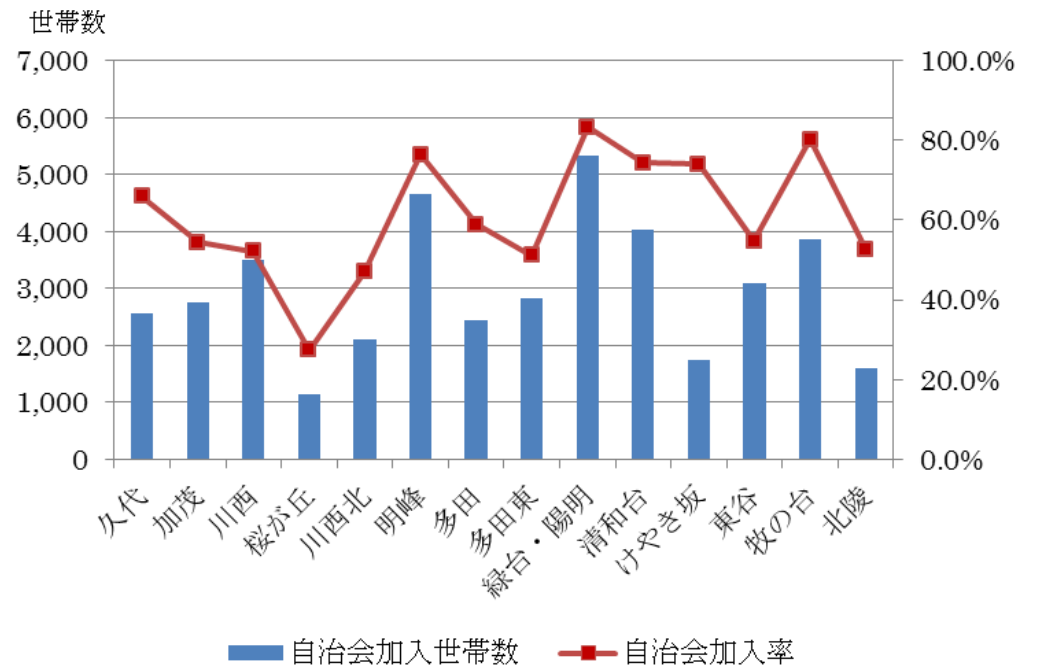
消防庁等への報告にあたって、公表されている出火原因を使用しているために統一したものとなっている。

データでみる地域 <自治会加入世帯数と加入率>

■〇〇小地域の自治会加入世帯数と自治会加入率



■地域別の自治会加入世帯数と自治会加入率（平成 25 年）



1 データの出典

- ・総世帯数・・・住民基本台帳登録人口
- ・自治会加入世帯数・・・市民活動推進課への申請、報告に基づく世帯数(自治会報償金の算出根拠)
- ・自治会加入率・・・自治会加入世帯数÷総世帯数

2 地域分類について

- ・総世帯の範囲・・・コミュニティの範囲(概ね小学校区)と完全に一致。
 ※基本的には小学校区。緑台・陽明と清和台・清和台南は2小学校区。長尾町(牧の台小校区)は東谷に含む。
- ・自治会加入世帯の範囲・・・各自治会で定めた範囲による。

	地域名	総世帯の範囲	自治会加入世帯の範囲(自治会名)
1	久代	久代1丁目～6丁目、東久代1丁目～2丁目	久代新生会、北久代、久代、久代団地、撰代、エンゼルハイム、東久代1丁目三葉会、東久代むつみ、東久代西町、高芝、ジーパーク北伊丹
2	加茂	南花屋敷1丁目～4丁目、加茂1丁目～6丁目	南花屋敷、国土南花屋敷、加茂、加茂団地、加茂第三、東雲、桃源荘住宅、三和、桃園、コポリクラスタ花屋敷、蔵本、雲雀、広田、西之芝、塩沢、
3	川西	小花1丁目～2丁目、小戸1丁目～3丁目、栄町(24～27番)、寺畑1丁目～2丁目、栄根1丁目～2丁目、下加茂1丁目～2丁目	寺畑、栄根第一、下加茂、県営川西下加茂高層住宅、小花共栄会、小花二親栄会、小花第四、小花2-3むつみ会、小花芳友会、シャンテ川西、鶴之荘、小戸むつみ会、小戸第一、天王宮、栄根第一、栄根第三、栄南
4	桜が丘	中央町、日高町、花屋敷山手町、花屋敷1丁目～2丁目、満願寺町、栄町(24～27番除く)	栄町、中央町共栄会、あすなろ、花栄、山之下、東花会、山手町、山手花屋敷、花屋敷荘園、新栄、桜花、新東花会、花屋敷、満願寺町、かすみ
5	川西北	美園町、絹延町、出在家町、丸の内町、滝山町(8番除く)、鶯の森町、萩原1丁目、火打1丁目～2丁目、松が丘町、霞ヶ丘1丁目～2丁目	美園町、絹延町、出在家町、丸の内町、滝山、鶯の森、萩原1丁目、火打、川西松が丘、松が丘団地、霞ヶ丘

6	明峰	萩原2丁目～3丁目、萩原台東1丁目～2丁目、萩原台西1丁目～3丁目、鶯が丘、錦松台、鶯台1丁目～2丁目、湯山台1丁目～2丁目、南野坂1丁目～2丁目、滝山町（8番）、西多田1丁目（1番、2番）	萩原二丁目、萩の里、萩原台、鶯が丘、錦松台、鶯台、湯山台、南野坂
7	多田	新田1丁目～3丁目、矢間1丁目～3丁目、矢間東町、西多田1丁目（1番、2番除く）、西多田2丁目、西多田字、多田院1丁目～2丁目、多田院多田所町、多田院字、多田院西1丁目～2丁目	矢間、新田、西多田、西多田団地、多田院
8	多田東	平野1丁目～3丁目、東多田1丁目～3丁目、多田桜木1丁目～2丁目、鼓が滝1丁目～3丁目平野字、東多田字	東多田、鼓ヶ滝、百合が丘、鼓ヶ丘、清和会、古坊之下、鼓琴荘園、新東多田、グリーンタウン鼓が滝、平野、県営川西東多田団地、グリーンハイム東多田マンション、サニーフラット川西多田
9	緑台・陽明	緑台1丁目～7丁目、向陽台1丁目～3丁目、水明台1丁目～4丁目、清流台	多田グリーンハイツ、緑台6丁目、清流台
10	清和台・清和台南	清和台東1丁目～5丁目、清和台西1丁目～5丁目、石道、柳谷、虫生、赤松	石道、ライオンズマンション川西清和台、虫生、赤松、清和台、柳谷
11	けやき坂	けやき坂1丁目～5丁目、芋生、若宮	芋生、若宮、けやき坂、けやき坂高層住宅
12	東谷	見野1丁目～3丁目、東畦野1丁目～6丁目、東畦野山手1丁目～2丁目、西畦野1丁目～2丁目、西畦野字、長尾町、山原1丁目～2丁目、緑が丘1丁目～2丁目、笹部1丁目～3丁目、山下町、下財町、一庫1丁目～3丁目、一庫、黒川、国崎、横路	見野、見野芝、見野東、東畦野、北撰台、国崎、北撰台東方団地、西畦野、鳴尾、山原、緑が丘、西緑が丘、山下、笹部、下財、一庫、黒川、東緑が丘、グランフィーネ川西、長尾町
13	牧の台	大和東1丁目～5丁目、大和西1丁目～5丁目	大和
14	北陵	美山台1丁目～3丁目、丸山台1丁目～3丁目	北陵

地域の資源 <医療>

■医療機関の概要

資料:兵庫県医療機関情報システム

区分	施設名	診療科目	住所	病床数	休診日	基本の外来受付時間	備考欄
診療所	おだかき循環器内科クリニック	循環器内科、内科	久代6丁目2-4-123	0	日曜、祝日	8:45-12:00 16:45-20:00	水・土曜は午前診療
病院	自衛隊阪神病院	内科、精神科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、歯科	久代4丁目1-50	一般176 精神24	土・日曜、祝日	8:15-11:30 13:20-16:45	
病院	正愛病院	内科、循環器科、外科、整形外科、脳神経外科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、歯科、口腔外科	久代2丁目5-34	一般55 療養44	日曜、祝日	8:00-11:30 13:00-16:00	診療は変則
診療所	前田歯科院	歯科	久代5丁目1-35			9:00-12:00 13:00-17:00	
診療所	室谷歯科医院	歯科	久代5丁目2-12			9:00-11:45 15:00-18:15	

地域の資源 <福祉サービス>

■高齢者施設の概要

サービス種目	名称	運営形態	所在地	備考欄
老人福祉センター	久代老人福祉センター	民営	久代3丁目16-30	
介護老人福祉施設	あいな清和苑	民営	久代6丁目1-98	
地域包括支援センター	川西南地域包括支援センター	民営	加茂3丁目13-26	久代1~6丁目、東久代1~2丁目所管

■障がい者施設の概要

サービス種目	名称	運営形態	所在地	備考欄
児童発達支援、放課後デイサービス	オルゴール	民営	川西市久代2丁目6-4	

地域の資源 <地域福祉>

■福祉関連団体の概要

名称	活動内容	活動場所	活動日	活動時間	備考欄
地区福祉委員会	ふれあいサロン（ひとり暮らし高齢者との昼食会）、ふれあいひろば（健康体操、歌、お話などの茶話会と相談事業）、寝たきり老人お見舞い、餅つき大会、車椅子の貸し出し、機関紙の発行等	久代小校区内	4～3月		
久代にこにこ会	地区福祉委員会と連携した活動を実施	久代小校区内	4～3月		

地域の資源 <高齢者福祉>

■いきいき交流サロン等の概要

名称	活動内容	活動・開設場所	活動・開設日	活動・開設時間	利用者数	備考欄
ふれあいサロン	ひとり暮らし高齢者との会食会	南公民館				

■老人クラブの概要

名称	活動内容	活動場所	活動日	活動時間	会員数	備考欄
久代老人クラブ					66	
撰代楽友クラブ					76	
北久代明朗会					70	
東久代長寿会					65	
西町さわやかクラブ					62	
久代健勝クラブ					67	
高芝クラブ					54	

■高齢者支援ボランティアの概要

名称	活動内容	活動場所	活動日	活動時間	登録者数	備考欄
愛			不定期	不定期		川西南公民館 登録グループ
久代小地区福祉委員会	ふれあいサロン（ひとり暮らし高齢者との昼食会、ふれあいひろば（健康体操、歌、お話などの茶話会と相談事業）、寝たきり老人お見舞い、餅つき大会、車椅子の貸し出し、機関紙の発行等	久代小校区内	4~3月			

地域の資源 <障がい者福祉>

■当事者団体の概要

名称	活動内容	活動場所	活動日	活動時間	登録者数	備考欄

■障害者支援ボランティアの概要

名称	活動内容	活動場所	活動日	活動時間	登録者数	備考欄
地区福祉委員会	ふれあいサロン（ひとり暮らし高齢者との昼食会、ふれあいひろば（健康体操、歌、お話などの茶話会と相談事業）、寝たきり老人お見舞い、餅つき大会、車椅子の貸し出し、機関紙の発行等	久代小校区内	4～3月			

地域の資源 <子育て支援>

■育児サークル・子育て交流サロン等の概要

名称	活動内容	対象年齢	活動・開設場所	活動・開設日	活動・開設時間	利用者数	備考欄
川西市久代児童センター	幼児教室（にこにこ広場、赤ちゃん交流会等）、児童教室（詩吟、囲碁、大正琴の教室等）母親教室（リフレッシュ講座）、	就学前の幼児と保護者	久代3丁目 16-30	月～土曜日	平日 9:00～17:30 土曜日 9:00～正午		
子育て広場教室「みるく」	赤ちゃん交流会	0歳児と保護者	久代会館	第2・4金曜日	10:00～11:30	延べ376人	
子育て広場教室「おうまのおやこ」	赤ちゃん交流会	0歳児と保護者	久代会館	第4火曜日			

■子育て支援ボランティアの概要

名称	活動内容	対象年齢	活動場所	活動日	活動時間	登録者数	備考欄
久代小地区福祉委員会	子育て広場（赤ちゃん交流会）支援		久代小校区内	4～3月			

■子育て支援施設（保育所・幼稚園等）の概要

サービス種目	名称	公立／私立	所在地	定員・児童数	備考欄
保育所	川西南保育所	公立	久代2丁目 12-4	80人	H25年度定員
幼稚園	久代幼稚園	公立	久代2丁目 12-1	90人	H25年5月1日現在園児数

地域の資源 <教育・文化・スポーツ>

■教育施設の概要

資料：H25 年川西市教育要覧等抜粋

サービス種目	名称	公立／私立	所在地	定員・生徒数	備考欄
小学校	久代小学校	公立	久代3丁目27-9	452人	児童数はH25年5月1日現在
中学校	川西南中学校	公立	久代3丁目3-1	607人	生徒数はH25年5月1日現在

■生涯学習施設の概要

サービス種目	名称	公立／私立	所在地	備考欄
	川西南公民館	公立	久代3丁目16-29	
共同利用施設	北久代会館	公立	久代2丁目5-6	
共同利用施設	久代会館	公立	久代2丁目12-6	
共同利用施設	久代春日会館	公立	久代3丁目25-9	
共同利用施設	西久代会館	公立	久代4丁目2-7	
共同利用施設	東久代春日会館	公立	東久代1丁目3-17	
共同利用施設	東久代会館	公立	東久代2丁目10-11	

■民俗行事の概要

名称	内容	実施場所	実施日	実施時間	備考欄
秋まつり	春日神社	春日神社、(久代、東久代)			

■史跡・指定文化財等の概要

名称	内容	設置場所	閲覧日	閲覧時間	備考欄
春日神社本殿	県指定文化財 創立年不詳、江戸期に移築	久代3丁目27			

地域の資源 <防犯・防災>

■防犯団体の概要

名称	活動内容	所在地	活動場所	活動日	活動時間	備考欄
川西防犯協会久代支部	地域自治会、コミュニティ等と連携した防犯活動の展開	久代2丁目12-6	久代派出所館内			

■自主防災組織・防災団体の概要

名称	活動内容	所在地	所属人数	備考欄
久代自主防災会	防災組織の普及、地域の災害危険の把握、防災訓練の実施、防災用資機材の整備等	久代2丁目12-6 (久代会館内)	校区内全世帯	
川西市消防団第4分団 (久代部、東久代部)	災害出動、年末警戒、消防訓練等	加茂	14	4分団に加茂部を含む。

■避難所の概要

資料：川西市地域防災計画

区分	名称	所在地	TEL	FAX	備品	備考欄
避難場所 (風水害時・地震時)	北久代会館	久代2丁目5-6	759-5886			洪水時は避難不可
避難場所 (風水害時・地震時)	久代会館	久代2丁目12-6	759-5865			洪水時は避難不可
避難場所 (風水害時・地震時)	川西南中学校	久代3丁目3-1	759-4985	758-8469		
避難場所 (風水害時・地震時)	川西南公民館	久代3丁目16-29	757-8623	757-8623		
避難場所 (風水害時・地震時)	久代老人福祉センター	久代3丁目16-30	756-1321	756-1301		
避難場所 (風水害時・地震時)	久代児童センター	久代3丁目16-30	756-1321	756-1301		
避難場所 (風水害時・地震時)	久代春日会館	久代3丁目25-9	759-5857			
避難場所 (風水害時・地震時)	久代小学校	久代3丁目27-9	759-3132	759-3267	炊き出し設備有	
避難場所 (風水害時・地震時)	西久代会館	久代4丁目2-7	759-5889			
避難場所 (風水害時・地震時)	東久代春日会館	東久代1丁目3-17	759-5887			洪水時は避難不可
避難場所 (風水害時・地震時)	東久代会館	東久代2丁目10-11	758-9918			洪水時は避難不可

地域の資源 <環境>

■環境関連団体の概要

名称	活動内容	所在地	活動場所	活動日	登録者数	備考欄

地域の資源 <公園>

■公園の概要

番号	公園名	種別	面積	所在地	備考欄
1	東久代公園	総合	71,807.00 m ²	東久代1丁目14	
2	馬入公園	街区	1,677.38 m ²	東久代2丁目21	
3	襖田公園	街区	1,014.90 m ²	久代5丁目6	
4	前垣内公園	街区	1,111.60 m ²	久代1丁目23	水道閉栓中
5	村ノ西公園	街区	784.46 m ²	東久代2丁目13	水道閉栓中
6	三葉公園	街区	896.49 m ²	東久代1丁目7	水道閉栓中
7	榊塚公園	街区	1,060.08 m ²	久代3丁目14	
8	県立西猪名公園	地区	31,000.00 m ²	久代6丁目30	県管理
9	南山公園	街区	1,400.00 m ²	久代5丁目10	
10	南山緑道	緑道	1,200.00 m ²	久代5丁目9	
11	下池公園	街区	962.17 m ²	久代3丁目15	水道閉栓中
12	春日公園	街区	371.37 m ²	久代3丁目26	
13	久代2丁目緑地	都市緑地	391.04 m ²	久代2丁目10	
14	東久代2丁目公園	街区	1,919.68 m ²	東久代2丁目8	
15	久代1丁目公園	街区	911.24 m ²	久代1丁目26	

16	Q 6 公園	街区	2,906.78 m ²	久代 6 丁目 1	
17	久代 6 丁目公園	街区	756.00 m ²	久代 6 丁目 27	
18	北ノ口公園	街区	610.29 m ²	久代 1 丁目 9	久代 1 丁目土地区画整理事業
19	久代 5 児童遊園地	児童遊園地	454.48 m ²	久代 5 丁目 10	
20	摂代会児童遊園地	児童遊園地	462.92 m ²	久代 5 丁目 4	
21	高芝児童遊園地	児童遊園地	130.00 m ²	東久代 2 丁目 18	
22	東久代 2 児童遊園地	児童遊園地	230.58 m ²	東久代 2 丁目 10	
23	久代新生児童遊園地	児童遊園地	698.32 m ²	東久代 1 丁目 19	
24	西町児童遊園地	児童遊園地	1,755.21 m ²	東久代 2 丁目 13	
25	三葉児童遊園地	児童遊園地	487.20 m ²	東久代 2 丁目 6	
26	むつみ児童遊園地	児童遊園地	546.83 m ²	東久代 2 丁目 10	
合計			125,546.02 m ²		

地域の資源 <商業>

■商業施設の概要

名称	内容	所在地	営業日	営業時間	備考欄
(株)ホームセンターコ ーナン久代店		久代6丁目 19-14		9:00~21:00	
川西久代商店会		東久代2丁目 20-15			会員 17店

地域の資源 <コミュニティ>

■コミュニティセンターの概要

サービス種目	名称	公立／私立	所在地	定員	備考欄

■地域行事の概要

名称	実施内容	実施場所	実施日	実施時間	備考欄
春のクリーンアップ作戦			5月		
スローイングビンゴ大会		久代小学校体育館	6月		
プール開放		久代小学校プール	7・8月		
市民体育祭		久代小学校グラウンド	10月		
クリーンアップ大作戦		地域内	11月		
グラウンドゴルフ大会			11月		
カラオケ歌謡・演芸大会		川西南公民館	11月		
お正月の寄せ植え講習会		久代会館等	12月		
ハイキング		五月山等	12月		
年末警戒			12月		川西警察署、川西防犯協会
どんと祭り					川西南公民館とタイアップ
加-リング大会		久代小学校体育館	2月		
猪名川クリーンアップ		猪名川	2月		
自主防災訓練		久代小学校校庭	2月		久代自主防災会

■地縁団体の概要

名称	活動内容	所在地	活動場所	活動日	活動時間	備考欄
久代新生会自治会						670 世帯
北久代自治会						190 世帯
久代自治会						201 世帯
久代団地自治会						44 世帯
摂代自治会						170 世帯
エンゼルハイム自治会						647 世帯
東久代1丁目三葉会自治会						130 世帯
東久代むつみ自治会						100 世帯
東久代西町自治会						150 世帯
高芝自治会						119 世帯
ジーパーク北伊丹自治会						143 世帯

■ボランティア団体の概要

名称	活動内容	所在地	活動場所	活動日	活動時間	備考欄
久代にこにこ会	在宅の高齢者等への援助 活動ほか					

■NPO団体の概要

名称	活動内容	所在地	活動場所	活動日	活動時間	備考欄

■コミュニティ推進協議会の構成団体

名称	活動の概要	所在地	活動場所	活動日	活動時間	備考欄

データ保管フォルダ 委託業務 - H25 - 地域カルテ

25年度版	25年度にスタジオエルが作成	
26年度版	26年度に市が作成 H22 国勢調査に基づくグラフは修正なし	
27年度版	作成中	
データ関係		
	01 人口・世帯の状況	市民課より住民基本台帳データを入手
	02-1 産業別就労人口	ホームページより統計結果をDL
	02-2 産業別事業所数	ホームページより統計結果をDL
	02-3 住宅種別と持家世帯比率	ホームページより統計結果をDL
	02-4 高齢者単身世帯数	ホームページより統計結果をDL
	02-5 市内医療機関	ホームページより統計結果をDL
	02-6 火災発生件数と火災発生率	消防本部より統計データを入手
	02-7 自治会加入世帯数と加入率	参画協働室データ
	03 地域の資源	各種データを入手
	カルテ貼付用 表・グラフ	上記 01～02-7 のデータを使用してカルテ用の表、グラフを作成
	掲載できなかった指標	小学校区単位のもので一たが存在しない、地域間格差の公表が好ましくない等の理由で掲載できなかった指標
解説書	データの出所、分類方法などを解説	
その他	他市事例、特定地域のために個別作成したデータ、地域カルテに掲載できそうなデータなど	